

店舗販売業の管理及び運営に関する事項

許可の区分 建物の外観・陳列の様子	<p>店舗販売業</p> <p>■建物の外観</p>  <p>■建物の入り口</p>  <p>■陳列の様子</p> 		
店舗開設者	株式会社キタニ		
店舗名称	株式会社キタニ		
店舗所在地	〒158-0091 東京都世田谷区中町4-17-10 コーポMK1階		
許可番号	3世保生薬第2588号		
許可年月日	令和4年2月19日から令和10年2月18日		
所管自治体名	世田谷区		
特定販売の方法	インターネットによる販売・電話		
店舗管理者	平出光利（登録販売者）		
勤務する登録販売者及び担当業務	平出光利（医薬品販売[店頭及び特定販売] 保管・陳列・販売・情報提供・相談・発送・在庫管理） 木所克仁（医薬品販売[店頭及び特定販売] 保管・陳列・販売・情報提供・相談・発送・在庫管理） 喜谷和夫（医薬品販売[店頭及び特定販売] 販売・情報提供・相談）		
現在勤務中の登録販売者別、氏名	月～金 午前9時から午後5時まで 平出光利 月～金 午前9時から午後5時まで 喜谷和夫 月～金 午前9時から午後5時まで 木所克仁		
取り扱う一般用医薬品の区分	第2類医薬品、第3類医薬品		
勤務する者の名札等による区分に関する説明	登録販売者は、登録販売者と書いた名札（氏名）を付けています		
営業時間	9:00～17:00（土、日、祝日、年末年始を除く）		
営業時間外で相談できる時間	時間外での相談はお受けできません		
営業時間外で注文のみ受付する時間	インターネットにて24時間受付しております		
相談時及び緊急時の電話番号	03-3716-2161		

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

要指導医薬品		その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの。新医薬品等で、安全性に関する調査期間中の医薬品、毒薬及び劇薬のうち厚生労働大臣が指定する医薬品
一般用医薬品	第1類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く）
	指定第2類医薬品	第2類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。
	第2類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品、第1類医薬品を除く）
	第3類医薬品	第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品。比較的风险が低く、日常生活に支障をきたす程度ではないが、身体の変調不調が起こるおそれがある医薬品。

要指導医薬品、一般用医薬品の表示、販売サイト上の表示に関する解説	リスク区分	表示のしかた		当販売サイト表示
	要指導医薬品	『要指導医薬品』の文字を記載し、枠で囲みます。		要指導医薬品
	第1類医薬品	『第1類医薬品』の文字を記載し、枠で囲みます。		第1類医薬品
	指定第2類医薬品	『第2類医薬品』の文字を記載し、枠で囲み、さらに『2』の文字を○または□で囲みます。		第2類医薬品 又は 第2類医薬品
	第2類医薬品	『第2類医薬品』の文字を記載し、枠で囲みます。		第2類医薬品
	第3類医薬品	『第3類医薬品』の文字を記載し、枠で囲みます。		第3類医薬品
※要指導医薬品・第1類医薬品・指定第2類医薬品の取り扱いは当店ではございません。				
指定第2類の販売サイト上の表示等の解説及び禁忌の確認・専門家への相談を促す表示	サイト上では、指定第2類医薬品の表示を商品ごとに表示します。また、すべての指定第2類医薬品について、禁忌事項の確認促すための表示、注意喚起を行っています。特に小児、高齢者他、商品ページ内の禁忌事項に該当する場合は、重篤な副作用が発生する恐れがあるため、薬剤師又は登録販売者までご相談ください			
要指導医薬品、一般用医薬品の情報提供および指導についての解説 登録販売者とは、都道府県の試験に合格した一般用医薬品の販売を担う専門家です。	リスク区分	質問がなくても行う情報提供	相談対応	対応する専門家
	要指導医薬品	義務（書面を用いる）	義務	薬剤師
	第1類医薬品	義務（書面を用いる）	義務	薬剤師
	第2類医薬品・指定第2類医薬品	努力義務	義務	薬剤師又は登録販売者
	第3類医薬品	規定なし	義務	薬剤師又は登録販売者

要指導医薬品の陳列等に関する解説	要指導医薬品は、要指導医薬品及び一般用医薬品が混在しないよう、要指導医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列します。 また、要指導医薬品を陳列する陳列設備から1.2m以内の範囲に医薬品の購入者又は使用者が進入することができないよう必要な措置をとります。 (注・・・当薬店では要指導医薬品の取扱はございません)
第1類医薬品の陳列等に関する解説	第1類医薬品は、その陳列棚や陳列設備から1.2mの範囲（第1類医薬品陳列区画）に購入者が進入できないような措置をとります。(注・・・当薬店では第一類医薬品の取扱はございません)
指定第2類医薬品の陳列等に関する解説	指定第2類医薬品は、陳列する場所を情報提供を行う場所から7m以内の範囲に陳列する。ただし鍵をかけた陳列設備に陳列した場合や第1類医薬品と同様に陳列設備から1.2mの範囲に、購入者が進入できないような措置をとります。 (注・・・当薬店では指定第2類医薬品の取扱はございません)
第2類医薬品の陳列等に関する解説	第2類医薬品と第3類医薬品は、それぞれが混在しないように陳列します。
第3類医薬品の陳列等に関する解説	
一般用医薬品の使用期限に関する解説	当店舗では、使用期限まで6か月以上ある医薬品を販売しています。
医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説	医薬品による健康被害救済制度
	副作用被害救済制度相談窓口 0120-149-931
	受付時間：午前9：00～午後5：00／月～金(祝日・年末年始を除く)
	電子メール：kyufu@pmda.go.jp http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html
	医薬品を適正に使用したにも関わらず、入院治療が必要な程度の健康被害が生じた場合の救済を目的とした公的制度です。
苦情相談窓口	薬品の購入や使用等について不都合があった場合には、苦情を申し立てることができます。 苦情相談窓口は以下に設置してあります。 【通常の相談窓口】株式会社キタニ TEL：03-3716-2161 【上記で解決しない場合】世田谷区世田谷保健所生活保健課医事・薬事係 TEL：03-5432-2902
販売記録作成に当たっての個人情報利用目的	医薬品の販売記録作成にあたっては、当社個人情報保護方針に従い適法かつ、適切に取り扱います。